

東アジア統合と海外直接投資

田中 清泰

一. はじめに

海外直接投資は経済統合のプロセスにおいて重要な役割を果たしている。近年、情報通信技術の発展や輸送費用の低下によって、国境を越えて生産・販売活動を行う企業が増えている。こうした企業活動の国際化が東アジアの経済統合の進展を促進している。また直接投資の増加を背景として、投資ルールの整備を目的とした政府間の取り組みも活発になっている。本稿では、東アジアにおける直接投資の特徴をみるために、日系の海外現地法人の活動を概観する。次に、東アジアにおける国際的な投資ルールを説明する。直接投資の理論や詳細な関連文献については田中「近刊」を参照してほしい。

二. 日本企業の海外現地法人の動向

はじめに、海外直接投資とは海外市場における長期的な経営・生産を目的とした投資を指す。短期的な配当や利子を目的とした株式への証券投資とは区別される。直接投資によって海外に生産・販売拠点を持つ企業を多国籍企業と呼ぶ。多国籍企業は二つ以上の経済に経営拠点を持ち、投資母国において本部機能および生産・販売拠点を持つ親会社と、投資受入国で生産・販売拠点を持つ子会社から構成される。後者を海外現地法人と呼ぶ。

東アジアの経済統合において国際分業の深化を牽引してきた日本企業の活動をみるために、日本企業の海外現地法人データを通して東アジアの地域的な重要性を捉えよう。ここでは経済産業省が毎

年実施している海外事業活動基本調査を用いる。一九九七年と二〇〇七年を比較することで製造業の海外現地法人の活動変化を分析する。

表1は、製造業における日本企業の海外現地法人の活動を、現地法人数と雇用者数、そして、名目売上高で示している。また、表では地域・国別にデータを分類しており、アジアの内訳として中国、ASEAN4（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）、そして、NIEs4（シンガポール、台湾、韓国、香港）を挙げている。

アジアにおける現地法人数は、一九九七年の三九二〇社から一〇年間で五七五七社まで増加している。北米では一九九七年に一三二九社あり、二〇〇七年は一七八八社に減少している。また、中南米

や中東、そしてヨーロッパなどの他地域では現地法人数は減少もしくはほとんど変化していない。現地法人数の地理的分布の変化をみると、アジアにおける日本企業の海外事業が極めて大きく拡大してきたことが分かる。この現象を理論的にみると、東アジアの新興国経済は経済成長が著しく、成長す

表1 製造業における日本企業の海外現地法人

地域・国	現地法人数(社)			雇用者数(万人)			名目売上高(兆円)		
	1997	2007	成長率(%)	1997	2007	成長率(%)	1997	2007	成長率(%)
アジア	3,920	5,757	46.9	143.2	297.0	107.3	17.99	49.25	173.8
中国	1,055	2,485	135.5	36.8	130.3	253.8	1.85	16.19	773.7
ASEAN4	1,494	1,760	17.8	74.0	111.9	51.4	7.65	19.45	154.3
NIEs4	1,206	1,187	-1.6	25.1	30.8	22.8	7.83	10.64	35.8
北米	1,329	1,265	-4.8	47.1	45.9	-2.6	21.09	35.18	66.8
アメリカ	1,225	1,178	-3.8	44.7	43.2	-3.5	19.81	32.13	62.2
中南米	262	253	-3.4	12.8	15.8	22.9	2.19	4.07	86.4
中東	18	15	-16.7	0.3	0.3	7.2	0.14	0.40	195.7
ヨーロッパ	868	877	1.0	23.5	32.1	36.5	9.55	18.98	98.8
EU	818	841	2.8	22.2	30.5	37.1	9.10	18.23	100.3
オセアニア	127	106	-16.5	3.0	1.8	-37.7	0.99	2.07	110.2
アフリカ	31	45	45.2	1.7	2.4	41.1	0.14	1.09	649.7
全地域	6,555	8,318	26.9	231.6	395.2	70.7	52.07	111.04	113.2

(出所) 海外事業活動基本調査 (第26回および第38回)。

る市場獲得を目指して水平的な直接投資が活発に行われてきたといえる。また、東アジア域内において、海運を中心とした物流システムが整備されて貿易費用は低減し、さらに豊富な人的資源を保有する中国などの経済によって大きな賃金格差が存在している。こうした点を活用するために、日本企業は垂直的な直接投資も広範に行ってきたと考えられる。

次に海外現地法人の雇用者数の推移をみよう。アジアでは一九九七年の一四三・二万人から二〇〇七年には二九七万人に倍増している。アジア地域の内訳をみると、中国では三六・八万人から一三〇・三万人に増加しており、また、ASEAN4では七十四万人から一一・九万人に増えている。一方で、NIEs4は二五・一万人から三〇・八万人に変化しており、その増加分はあまり大きくない。北米や中南米など他地域における雇用者数の変化をしてみると、ヨーロッパにおいて雇用者数が増加している点を除けば、ほとんどの地域で大きな変化はない。つまり、全地域合計で一九九七年の二三一・六万人から二〇〇七年の三九五・二万人に増加している

のは、中国とASEAN4での雇用者の急増が大きな要因であることが分かる。

最後に海外現地法人の売上高変化を見てみる。アジアにおける名目売上高は一九九七年の約一兆八千から二〇〇七年の四九・三兆円へ大きく増加している。特に、中国では約二兆円から一六・二兆円へと著しく増加している。北米やヨーロッパなどの他地域でも日本企業の売上高は大きく増加していることが明白であり、その増加率はアジアと比べても低くはない。現地法人数や雇用者数ではアジアの増加が極めて顕著であったのに対して、売上高ではアジアも他地域も大きく増加傾向を示している。つまり、アジアは雇用増をともなった海外事業の拡大であることに對して、北米やヨーロッパでは雇用を大きく増加させないで売上を伸ばしてきた、と特徴づけられる。

三. 東アジアにおける国際投資ルール

次に東アジア経済における投資ルールについてみたい。ここでは国際的な投資ルールに焦点を当てて、二国間投資協定と自由貿易協

定の投資章についてみていく。そして、最後に複数国間投資協定について議論する。

二国間投資協定は国際的な投資ルールの代表例であり、直接投資に関する基本的な制度である。その目的は、政府の非合理的な強制収用から外資企業の投資を保護することや、投資先政府や企業との間の商業的な紛争処理や仲裁の方法を定めることである。二国間投資協定は、海外で投資を行う自国企業を政府レベルで保護するために、投資母国の政府が主要な投資受け入れ国と結んできていることに特徴がある。逆に、直接投資がほとんどない国同士で二国間投資協定を結ぶ利点は大きくないといえる。また、外資企業に対する規制を緩和して投資自由化を進めることは二次的な目的であったが、近年は投資自由化に焦点が当てられるようになってきている。

東アジアにおける二国間投資協定の現状はどうなっているのだろうか。UNCTADの二国間投資協定データベースを使い、東アジア域内で調印もしくは施行された二国間投資協定を表2に示した。日本や中国、韓国など一四方国を対象として、右上側には投資協定

の調印年を、左下側には施行年を示している。実際には投資協定が合意されても、議会の承認が得られないといった理由で施行されない投資協定もある。例えば、ベトナムとミャンマーは二〇〇〇年度に投資協定の調印を済ませているが、まだ施行されていないため左下側の施行年は空白となっている。

表2の全体的な傾向をみると、直接投資が活発な東アジアにおいて多くの国・地域が一九八〇年代以降に様々な国家と二国間投資協定を活発に結んできている点が明らかである。発展途上国において直接投資の額が増加し始めた一九八〇年代後半と重なっているのは、増加しつつあった直接投資に對して各国政府が投資ルールの整備に動きだしたことを意味している。次に日本を見てみると、中国と一九八八年に投資協定を調印して翌年の一九八九年に施行している。香港とは一九九七年に調印・施行が行われ、韓国とは二〇〇二年に調印して二〇〇三年に施行している。近年になると、カンボジアと二〇〇七年に調印しており、またラオスとは二〇〇八年に調印している。

次に、複数国の政府が交渉して

表2 東アジア主要国における2国間投資協定の署名年(右上側)と発行年(左下側)

国名	ブルネイ	中国	香港	インドネシア	日本	カンボジア	韓国	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
ブルネイ		2000					2000							
中国				1994	1988	1996	2007	1993		1988	1992	1985	1985	1992
香港					1997		1997						2005	
インドネシア		1995				1999	1991	1994		1994	2001	2005	1998	1991
日本		1989	1997			2007	2002	2008						2003
カンボジア		2000			2008		1997	2008		1994	2000	1996	1995	2001
韓国	2003	2007	1997	1994	2003	1997		1996		1988	1994		1989	2003
ラオス		1993		1995	2009		1996		2003	1992		1997	1990	1996
ミャンマー		2002								1994	1998		2008	2000
マレーシア		1990		1994			1989							1992
フィリピン		1995					1996		1998				1995	1992
シンガポール		1986		2006		2000	2009	1998						1992
タイ		1985	2006	1998		1997	1989	1990			1996			1991
ベトナム		1993		1994	2004		2004	1996		1992	1993	1992	1992	

(出所) 国際連合貿易開発会議『投資協定オンラインデータベース』(2011年10月20日ダウンロード)。

投資ルールを定める複数国間の投資協定を見てみよう。北東アジアでは、もともと日本・中国・韓国の間で二国間投資協定が存在していた。そして投資家および投資財産の保護水準のさらなる向上を目指して、日中韓投資協定について二〇〇七年三月から交渉が開始されて二〇一二年三月に交渉が妥結している。本協定の目的には、三カ国間の投資を促進して経済成長を高めることや、日中韓における経済分野の法的枠組みを整備して関係強化を図る政治的意図もある。

経済産業省によると、日中投資協定および日韓投資協定と比較して改善された本協定の主要な規定内容がいくつか挙げられる。例えば、(1)締約国は知的財産権を保護して透明な知的財産権の制度を設立・維持する義務がある。(2)投資協定に関する投資受入国による義務の不履行で他の締約国の投資家に被害が発生した場合、該当する投資家はその投資受入国を国際仲裁・調停に提訴することができる。この投資家対国家の紛争解決手続や (Investor State Dispute Settlement: ISDS) の規定は日中投資協定にもあるが、その対象が収用の補償額に限定されてきた点が異なる。(3)締約国は投資家に対して現地調達や輸出入制限、また技術移転要求といった特定履行措置の要求を禁止している。一方、日中投資協定ではこの規定がなかった。(4)締約国が投資家の投資財産に関して書面による契約等の約束をした場合、約束遵守の義務を負うアンブレラ条項がある。この規定が日中・日韓投資協定にはなく、投資家と国家の間における事業に関して透明性が改善されている。

次に東南アジアにおける多数国間の投資協定をみよう。ASEAN加盟国において経済成長とともに域内の直接投資は増大してきており、投資ルールを整備して直接投資を促進することは新興国の産業化にとって有益であるという認識が早くから加盟国間で共有されていた。こうした流れを反映して、一九八七年にASEAN投資促進保護協定が締結された。この投資協定は一四条の簡素な協定であり、締約国間の投資に対して公平な待遇や保護を約束している。また、政府による収用とそれに対する補償、また締約国政府と投資家の間における紛争解決についても規定がある。

さらに一九九八年にASEAN投資地域枠組み協定が締結された。ASEANにおける投資環境を整備して域内により多くの投資を呼び込み、競争力のあるASEAN投資圏の形成を目指した内容となっている。例えば、締約国間で内国民待遇や最恵国待遇を規定して、ASEAN締約国の投資家が投資に際して不利な扱いを受けないよう定めている。さらに、ASEAN各国では海外からの投資に対して産業別に外資規制が異なっていたため、全ての産業に対して投資自由化を進めることが確認された。しかし、各国別に戦略産業の育成と保護を行う余地は残されており、自由化の除外となる産業リストやセンシティブリスト、撤廃スケジュールのリストが作成されている。

二〇〇七年の第三九回ASEAN経済大臣会合では、ASEAN経済統合の深化・拡大のために域内投資ルールの自由化と透明性のさらなる向上が不可欠という認識が共有され、ASEAN投資促進保護協定とASEAN投資地域枠組み協定を統合した新しい多数国間投資協定を策定することが合意された。そして、二〇〇九年のA

SEAN首脳会議でASEAN包括的投資協定(ACIA)は署名された。これまでの協定は、投資の保護や紛争解決方法の規定、外資規制を撤廃する投資自由化などを目的としていたが、ACIAはさらに投資自由化を深化させてASEAN域内に投資を誘致・促進する意図が明確に打ち出されているといえる。

ACIAの内容は大きく三つのセクションで構成される。セクションAは投資保護と自由化に関する規定、セクションBは国対投資家の投資紛争解決に関する規定、そしてセクションCは投資協定の枠組みに関する事項がある。これまでのASEAN投資促進保護協定とASEAN投資地域枠組み協定で約束された事項は引き継がれることが規定されており、これまで積み重ねてきた投資自由化の枠組みが後退しないことを定めている。ACIAの目的は、投資に対して透明で信頼できる投資環境の整備を行い、より幅広い分野での外資規制を自由化して、多数国間投資協定の参加国における産業競争力を高めることといえる。これまでの投資協定と比較して新しい事項は、製造業などに付随す

るサービス業を自由化の対象とすることや、パフォーマンス要求の禁止を明確に規定したことなどが挙げられる。

最後に、近年ますます多く締結されている自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)における投資章についてみよう。例えば、日本とマレーシアは二〇〇四年一月から自由貿易協定について交渉を開始して、翌年の二〇〇五年一月に調印をした。その後二〇〇六年七月に日本・マレーシア経済連携協定が発効している。この協定のなかに投資章が盛り込まれ、両国間の投資を円滑・拡大するために投資ルールが整備されている。実際の交渉過程や具体的な協定内容に関しては、日本政府の外務省のウェブサイトで様々な情報を得ることができる。

日本・マレーシアEPAの投資章で両国政府が合意した投資ルールについて、基本的な点を概観したい。両国政府が懸念する分野もしくはは政策を明記した例外リストを除いては、(1)投資家および投資財産の保護、(2)内国民待遇、(3)最恵国待遇、(4)パフォーマンス要求の禁止、(5)国対投資家の紛争解決手続き、について投資ルールが取

り決められた。日本企業がマレーシアに投資を行うケースを考えよう。投資章における第一の目的は、本投資ルールによって日本企業がマレーシア国内で保有する投資財産(株式、資金、工場設備など)を保護することである。マレーシア政府が日本企業の投資財産を不合理な理由で取用もしくは国有化することを禁止しており、日本企業が投資家として持つ権利が侵害されないように投資ルールが定められている。

内国民待遇では、マレーシア政府は自国のマレーシア企業(投資家)と日本企業(投資家)に対する待遇を差別してはならない、と規定する。つまり、自国企業に有利な投資政策を採らないことを両国政府が合意している。最恵国待遇とは、マレーシア政府が第三国の投資家や投資財産に対してより有利な待遇を与えた場合、それを日本の投資家にも与えることを規定する。反対に、日本政府が第三国の投資家や投資財産にとってより有利な待遇を約束した場合には、同様の待遇をマレーシアの投資家と投資財産に供与しなくてはならない。

四・結び

東アジアにおける直接投資の特徴を観察してみると、日系企業は中国をはじめとする東アジアにおいて海外現地法人の活動を拡大してきた傾向が明確である。さらに直接投資の増加に合わせて東アジアでは投資保護や自由化を推進する投資協定が多く締結されており、今後も直接投資を促進する形で国際的な投資制度が形成されていくと考えられる。

しかしながら直接投資に関して東アジアはまだ多くの課題を抱えている。製造業では外資所有の規制撤廃など投資自由化が比較的進んでいるが、金融や保険、輸送や流通といったサービス産業において外資所有の規制などが多くの国で残されている。サービス業の直接投資を今後活発化させていくためには、FTAなどの通商協定で自由化を進めていくことが望ましい。

(たなか きよやす/アジア経済研究所 技術革新・成長研究グループ)

《参考文献》

① 田中清泰「近刊」第三章海外直接投資」、黒岩郁雄編『東アジア統合の経済学』日本評論社。